

（開会）13:00

中村座長

それでは、本日の協議会を始めさせていただきます。

お手元に配付させていただいております条例案について、事務局より説明をお願いします。

中西議事調査課議事班長

お手元に配付させていただいております条例案についてですが、4ページ目のところに網掛けと下線を引いている部分があります。網掛けの部分につきましては、先日から御協議を重ねていただいた上で、若干の保留であるとか検討を要するものについて掛けさせていただいております。下線部分につきましては、事務局で確認作業を行う中で検討を要するものとして下線を引いております。

中村座長

それでは、この条例案を作成していただいた方から、条例文について説明をいただきまして、それから御協議いただくということで、まず、前文について島議員をお願いします。

島 議員

それでは、私のほうから御説明させていただきます。

タイトルについて、先般、皆さんに御了承いただいた和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例ということで、前文から御説明させていただきます。

（前文発表）

中村座長

それで、今まで問題になっていたのが、前文という言葉を入れるかどうかということと、東海・東南海・南海地震が、最近は南海トラフ巨大地震という名前になっているんです。それをどうするかということが新たな問題として出てきているので、それも含めて御協議していただきたいと思いますが、御意見はありませんか。

芝本議員

南海トラフ巨大地震というのは、正式な名称ですか。

中村座長

正式名称というのは、どこで調べられるのですか。

芝本議員

国ではないですか。国で、東海・東南海・南海地震に対して呼称を決められているのではないですか。

渡辺議員

この前、地震学会で発表したのが南海トラフ巨大地震という名称で総括しています。

中村座長

これについては、担当課に確認して、正式な地震の名称を確認しておきますので、この名称については、国が使っている名称にするということによろしいでしょうか。

（「はい」との声）

次に、この前文という表記について、市の条例にはわざわざ前文と書かずに、書いてある文章を指して前文ということらしいので、前文と表記することはふさわしくないという意見もありますが、これは、削除するという方向によろしいですか。

芝本議員

前文という表記を削除するということですか。

中村座長

はい、そうです。

松本議員

前文という表記を残すことに問題があるのですか。わかりやすくいいと思います。

芝本議員

前文という表記がない場合、だれが書いたのか——例えば、和歌山市長 大橋建一というようなことを見る人が多いと思いますが……。

幸前議事調査課長

和歌山市の条例の中で、前文のある条例は景観条例ぐらいなんです。それには前文という表記はありません。最終的には和歌山市の条例となりますので、統一したほうがいいと思います。

中村座長

和歌山市の条例として統一するということによろしいでしょうか。

（「はい」との声）

芝本議員

災害に対処するため、市民・地域・行政とありますが、この3つでいくということによろしいですか。要するに、事業者ではなくて——中を見ていくと、市民、事業者、行政に分かれていますと思いますが、これはこれでいいのですか。

中村座長

地域の中に事業者も含まれるというか、ここで市民・事業者・行政と書くとちょっとおかしいと思うんです。

芝本議員

おかしいと思いますが、中を見ると地域ではなく事業者になっていたと思うので……。

山本議員

それについては、3行下に自助・共助・公助があって、それとリンクするような形で書かせていただいているので、特段、事業者をどこにというような議論は必要ないかと。市民の中に入っているという考え方をさせていただけたらいいのかと思っています。

中村座長

それでは、今、御意見がありましたように自助・共助・公助とリンクしているということでお願いします。

芝本議員

最後のところに、「災害対策システムを整備する」と書いていますが、これは体制ではなくシステムという表現でよろしいんですか。

中村座長

ハード・ソフトと前記されていますので、システムという表現のほうがいいのかと思っています。

それでは、前文についてはこれで御了解いただけますか。

（「はい」との声）

それでは、次に第1章 総則についてお願いします。

島 議員

（第1章 総則発表）

中村座長

第1章 総則で目的、定義、基本理念、地域防災計画への反映ということを書いています。前になかったと思いますが、減災ということも定義に入れております。これは3.11の大震災から、大規模災害については防災では無理だろうと。だから減災ということで、災害を減らすためにはどうすればいいのかという視点で検討していくという概念が出てきましたので、ここに減災ということを定義しております。それと、災害時要援護者については、難病患者、外国人、旅行者という表記はありませんでしたが、法律を見るとそれらも入っているということで、それらを加えました。そういうことではありますが、何か御意見はありませんか。

園内議員

第2条（7）について、障害者とありますが、障害者の「害」という漢字について、他都市では平仮名になっているんです。

芝本議員

和歌山市では、統一して「害」という漢字を使っていると思いますが……。

幸前課長

例規的には、当然、法律等では障害者の「害」は漢字ですので、それを平仮名にするのはどうかと思います。

園内議員

それは例規的な話ですか。

幸前課長

それもありますし、法律等についても漢字でありますので……。

中村座長

これについては条例案ができた段階で、法制担当と話し合う機会を持ちますので、そこでお願います。

山本議員

ここではあえて、本来の「障害者」という表記でお願いしたいです。

渡辺議員

第4条に「(災害対策基本法(」云々、と括弧が2つ並んでいますが、これは変ではないですか。

中村座長

法律では、こういう表記をするようです。

渡辺議員

もう一つ、昭和36年法律第223号とありますが、法第223号という表記のほうがいいのではないですか。

幸前課長

法律と表記するほうが適切です。

姫田議員

第1条、「その他市に関わるもの」というのは、旅行者を指しているのですか。これは何を指しているのですか。

中村座長

これは市民、事業者、市以外で、災害時に市域にいる旅行者とか外国人、それから交通関

係という者です。要するに災害時に市域にいる者すべてと言いたかったのですが、こういう表記以外はしづらいということで、こうなっています。

島 議員

市民というのは、定義で「住所又は住居を有する者」とありますので、和歌山市民以外の人がいっぱいいるわけです。仕事で来ているとか、旅行者も含めて、そういった和歌山市にいるあらゆる人々を含めてということで表現しています。

姫田議員

なぜそういうことを聞いたかというのは、基本理念では「市民、事業者、市及び議会」となっています。議会の役割は入れてほしいという要望が入っていますが、目的では「市民、事業者、市」となっていて、そうすれば、議会は「その他市に関わるもの」に入るのかと思いましたが、岡崎市では目的のところに「市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明確にする」とうたっているのです。できれば市を入れるときには議会もつけてほしいと思います。全体として整理したほうが話がしやすいのではないかと思います。

中村座長

整理については検討しながら……。

姫田議員

どういった段取りになるのかはこれからの話ですが、どちらにしても市民に説明、提案するときに、議会がやっているということをもう少し打ち出したほうがいいのではないかと。市をすべてひっくるめて、すべて市だということではなくて、この部分は議会に言ってくださいということにしたほうがいいのではないかと思います。

中村座長

それも検討課題として、ほかに何か御意見はありませんか。

芝本議員

第2条（3）減災について、「軽減することを目指す取り組みをいう」とするか、「軽減することを目指す考え方、また、そのための取り組みをいう」とするほうが、「目指す考え方及びそのための取り組みをいう」というのは、表現的に少し違和感があるのですが、「考え方」と「取り組み」を入れるのであれば、「目指す考え方、また、そのための取り組みをいう」とするほうがいいと思います。

姫田議員

それを言うのであれば、「被害を完全に抑えるのが困難であり」というのは、必要ですか。わざわざそういうことを言わなくてもいいのではないかと。

中村座長

10メートルの堤防が崩れたことによって、構造物で完全に抑えることは困難であったということの中での考え方だと思いますが、今までそういった考え方はなかったわけです。

姫田議員

減災はいいんです。「大規模な災害において——被害を可能な限り軽減することを目指す考え方そのための取り組みをいう」としたらいいと思います。

中村座長

それではそのように修正させていただきます。

島 議員

もう一度確認します。第2条（3）減災「大規模な災害においては被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取り組みをいう」ということでよろしいでしょうか。

園内議員

関連で、「大規模な災害」というのは必要ですか。

中村座長

この考え方は、小規模な災害は完全に抑え込むと、大規模な災害については減災に取り組むということだと思います。

島 議員

再度確認します。第2条（3）減災「災害においては被害を可能な限り軽減する考え方及びそのための取り組みをいう」、これが減災の定義ということにさせていただきます。

中村座長

先ほど事務局から指摘されましたが、「大規模な災害」と書いたので、「においては」ということが適当な表現ですが、災害だけだと「においては」という表現はどうかということですが皆さんどうでしょうか。

渡辺議員

「災害における被害を可能な限り軽減する」という表現でどうですか。

中村座長

今の意見で皆さんよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

そでは、次に、第2章 自助についてお願いします。

島 議員

（第2章 自助発表）

中村座長

第2章 自助について、何か御意見はありませんか。

芝本議員

第5条（3）の「その他工作物」というのは、何を指すのですか。

島 議員

看板——建築物は建物ですから、建物以外のものです。例えば、機材、受水槽等です。

園内議員

第6条（5）「災害時に必要な資機材や物資の備蓄を行う」というと絶対にしないといけないということなので、もう少し柔らかく「努めるものとする」というようなほうがいいと思いますがどうですか。

山本議員

第6条第1項に「備えるように努めなければならない」となっています。

中村座長

これが下の項のすべてにかかっているということです。

島 議員

「行う」とか「講ずる」といったきつい表現になっていますが、条文の最初に「努めなければならない」となっていますので——法律や条例というのは、だれに何をさせるかということが一番なので、そこを明確にするためにはっきりとした表現にしています。

山本議員

条例では通常このような書き方をするんですが、今回、皆で取り組むという意味で、自助、共助の部分については、対市民ということ考えると、皆さんに読んでもらいたいという趣旨を中心におけば、法律、条例の用語ではなくて、語尾を柔らかくするなど、「努めましょう」という表現の条例は今までどこもつくってないんです。そういう語尾に変えてしまって、もっと積極的に見て読んでという意味を改めて表明してみるということも新たなやり方なのかということも皆さんに検討いただきたいと思います。

例えば、「災害に備えるように努めましょう」ということで、以下のことをやりましょうねという……。

島 議員

ただ、市民に対する説明についてはもう少し違う形の——条例は条例で置いて、違う形で概要版というか、説明のパンフレットのようなもので、その辺のニュアンスを柔らかくした文章、市民にわかりやすい文章表現で出すというのも考えていますが、これは別の議題

です。

山本議員

今までは、どちらかと言えばつくった側の中心の文章でできていたのを、おそらく日本で初めてとなると思うので、読み手側中心の、自助をする人、共助をする人を中心として書いた条例——公助については、対市なのでこのままでいいと思いますが、自助、共助については、市民の人を中心にと考えたときにそういうふうな文章の作り方の条例にしても非常に受けるというか、注目されやすくなるのかと。そういう試みをしているところはどこにもないので、本当に見てほしいところを軸に置いたという考え方です。

中村座長

そうしたら、前文は、ですます調で書いていますが——総則はこれでいいわけですか。それから、自助、共助についてもそういうふうに変えるということですか。

山本議員

ですます調の文章にしてもおもしろいというか、いいのではないかというふうに思ったので、それも練ってもらわないといけませんし、一度、語尾を変えてみて、これはやっぱりだめだという話になるかもしれませんけれども、きょうの時点でこれでいきたいと思いますが……。

島 議員

「耐震化をしてください」というようなことですか。

山本議員

意味としては、そういうことです。

中村座長

私としては、やっぱりその提案を受けても、ですます調に変えるぐらいだと思います。それも、自助、共助だけを変えるのもおかしいので、全体をですます調に変えましょうと、そういう条例にしましょうと。その辺までかなと思うので——先ほど島議員が言われたように、パンフレット等については市民に訴えかけるような表現にしてというふうに思っていますが、その辺について、皆さんの御意見はどうですか。

吉本議員

「行う」という表現が物すごく引っかかるんです。「食糧及び生活物資の備蓄をする」とか「確認及び確保をする」——「確保を行う」というのは何か……。 「〇〇をする」とするほうがいいと思います。

松本議員

言っている意味はわかるのですが、島議員がおっしゃるように、岡崎市では市民にわかり

やすいパンフレットをつくっているんです。そういった中でわかりやすく表現できると思うんです。

中村座長

こういう場合、「〇〇すること」という表現することが多いと思います。

姫田議員

岡崎市では、市民の責務として、「〇〇の準備」「〇〇の確認」としています。せっかくここまでつくっていただいているのに悪いと思いますが、自助、共助と市民の自助、市民の公助とありますが、自助はいっぱいありますが、共助は訓練の話と災害発生時——要するに、災害発生時の協力のような、これは別にしないといけないのですか。例えば、「防災訓練、講習会等へ積極的に参加する」、これは自助ですが、訓練そのものについては、どこですかということもあるし、自主的な部分もあるし、自分だけではないということ。市民の自助、市民の共助、事業者の自助、事業者の共助、それから市の責務、議会の責務、市職員の責務としてはどうですか。岡崎市では市民の責務で一本になっています。市民の責務、事業者の責務、市の責務のようになっていますので、別にしているところと、別にしないほうがいいところ、それから災害までの事前の部分と災害後の話があると思うんです。だから、条例をつくる全体の話では、例えば、防災訓練は地域で実施できているところと実施できていないところがあると。そういった点では、全体でやっていけないといけないという部分を意識的に市民に周知するためにもこの条例が要ると思うんです。だから、そういうことにこの条例はなっているのかと思うんです。

中村座長

自助・共助・公助と章立てにするのか、岡崎市のような予防、応急、復興と時系列のようなことでまとめるのかということも議論になりまして、どちらにしようということになって、市民の方は自助の部分を見れば自分でしなければならぬことがわかると。公助については、市がやってもらうことを言っている話ですから、そういったことで、少なくとも自助の部分については見やすくなるようにということで、自助・共助・公助でいこうということになったんです。岡崎市の分類をしようとする、1つの部分に自助も共助も公助の面も出てくので、結構見にくいという話になったんです。

姫田議員

自助・共助・公助の理念を否定するわけではありません。基本理念に基づいて市民はこういうことをやりますよというようにして、前段の部分と後段の部分を分けたほうが——例えば、市民の自助のところ、「防災情報の入手」とありますが、入手というのは、災害発生時の話です。その後に「防災知識の習得」とあります。順番からいったら、防災知識を習得しますと、これを生かして防止情報を——例えば、エリアメール等に登録しておくとか……。

中村座長

防災情報の入手というのは、事前の防災に関するいろいろな情報を入手しようという

ことです。第5条（8）に「災害時の情報収集」とあるので、事前から順番になっています。

姫田議員

備蓄については後になっています。だから、事前にしておかなければならないのは、こんなことだと。それから、災害が発生したときにすぐにしなければいけないのは、こんなことだと、その後にはしなければならぬことは、こんなことだということにしたほうがわかりやすいのではないですか。事前の知識の習得とか、備蓄とかを事前にはしなければいけませんよと。災害が起こったときにはとにかく逃げなければいけませんよと、近所の人と一緒に逃げましょうとか、それから、逃げた後の避難所では、皆と仲よくしないといけませんよとか、そういうふうにしたほうが、座長が言ったように、市民としてこんなことをしないといけないという部分ではわかりやすいと思います。

例えば、逃げるところから一緒にやっていると——もちろん知識の習得の部分でも、防災訓練のような避難訓練というのは全部しないといけません、備蓄については自分で備えないといけなということですが、だから自分だけでできる部分と、近所の人と一緒にしないといけない部分というようなことを並べようとしたら、自助と共助を分けて——分けてもいいですが、とにかく災害の前の部分と災害発生直後の部分と避難後の部分と、そういうふうに分けて、そのときにはこんなことをしないといけないというように整理したほうがわかりやすいと思います。

中村座長

自助について、このまままとめるのもちょっと難しいと思うので、先に共助の部分を見てからにしたいと思いますので、次に、第3章 共助について山本議員、お願いします。

山本議員

（第3章 共助発表）

議論をお願いしたい部分というのが、まず「第3章 共助のために」というふうに書かせていただいておりますが、ほかの部分は「自助」とか「共助」と書いていますが、皆で取り組むという条例の趣旨からいうと、「のために」の4文字を入れた呼びかけにするほうがいいのではないかとこのところが1点あります。それと、網掛けの部分は、自主防災組織が防災訓練を地域でやるときに、市長に届け出ないといけないのかどうか、そういう必要性をここに書くべきかどうかという点についても議論いただきたいというふうに思います。

中村座長

下線部分について説明してもらえますか。

幸前課長

これは、先日の条例案の作成の際に、市長に届け出る必要があるのかという部分になっています。

芝本議員

これについては、市長に届け出る必要があるのかないのかということ、指導を受ける必要があるのかないのかということもあると思います。要するに、自分たちで防災訓練をやっていこうということではだめなのか。指導を受けないといけないのかということもあると思います。両方考えられるので、どちらということはないのですが……。

中村座長

この項目を入れた趣旨を説明してもらえますか。

山本議員

自分の考えで、市民はこうする、それに対して市はそれに協力するとかという両方の面を入れていましたが、市については公助とかぶるので、その部分をすべて公助に移行して、いわゆる、主語が、市民とか自主防災組織という部分だけにまとめさせていただいたので、結構短くなっているということが一つあります。次に、なぜ届け出ないといけないのかというと、被害想定が変わったということも当然ありますし、その前に災害対策基本法の中に第5条で市町村の責務ということが書かれてまして、自主防災組織があるときは、市町村はその機能を十分発揮するように努めなければいけないということと、その活動に協力してあげなければいけないというふうに書かれているんですが、総務省消防庁の中では、自発的な防災組織の育成というものについては、市町村に義務づけをしているというのが解釈としてありますので、当然このような活動をするときには、その活動を市長は把握しておかなければならないということで、自主防災組織としても、みずからまず届け出ると、その上で、市長あるいは消防当局から必要な援助とか情報というものについての指導を受けて、適切な避難経路の確保とか、そういう部分についても教育して教えてもらってくださいということが必要だと思ったので、第8条の第3項を入れさせてもらいました。

芝本議員

これについては、これでいいと思いますが、中には届け出ないといけないのかという意見が出ると思いますが、その考え方を通して、個人的にはこれでいいと思います。

渡辺議員

自主防災という組織はありますが、自主ではないんです。一たんつくられてしまうと、法律に義務づけられた組織になります。

中村座長

第8条第3項については、これでいいですか。

園内議員

自主防災組織の定義はあります。例えば、自主防災組織を結成していない自治会が避難訓練をするというときにも届け出、指導を受けないといけないのかという部分と、このニュアンスがきついと言いますか、上から抑えつけられているというか、これがあることによって訓練がやりにくくなるということにならないのかということがあります。それと、市長だけ

ではなくて、大きな訓練をするときは、多分、警察にも言っていると思うんです。だから、市長だけではなく、関係機関という部分も大きな訓練をやるときには必要になってくると思うので、表現をもう少し検討する余地があると思います。

山本議員

この条例で制限はかけられないので、そういう自分のテリトリーに及ぶ部分については言及しないということがベストかと思って警察等を書いていません。やってもやらなくてもどっちでもいいということになると、これを入れる必要がなくなってくるので、要は、市は法律で自主防災組織に対する義務が発生するので、その義務を受けて、当然、悪いことをしようということではないので、届け出るのに1週間も2週間もかかるものでもないですし、そういう運用の面についても当局に考えていただかないといけません、そんなに大層なことではないので、やっぱり、やる以上は間違ったことをしないようにしてほしいという思いがありまして、「受けなければならない」という表現にさせていただきました。

園内議員

大きな訓練をするときは関係機関に話をしていかないと、主催者自体が不安になるということがありますから。それから、「指導を受けなければならない」ということではなく、本当は市がしていかなければならないという意味があると思うんです。届けるという行為によって、自主防災組織に対して行政側が言っていかなければならないという形になると思うので、あえて共助の中で自主防災組織に対して義務的な、受身的なものは要らないのかと思います。

山本議員

あえてこれを入れることによって、後々、自主防災組織において防災資機材等の整備をしていく、予算措置が必要となったときに、こういう義務を市から課せられているのだから市も資機材等の費用の部分で協力してということを引きかえに言っていけるのかというところもあって入れています。十分できているかどうかということもありますので……。

松本議員

山本議員のおっしゃることもわかりますが、資機材等の予算について市に言うのは我々の仕事であって、これは自主防災組織が直談判するということですか。

尾崎副座長

指導を受けないとやってはいけないのかということには、さまざまなものが出てくるので……。

中村座長

自主防災組織で防災訓練をやっているところが現実に結構あると思うので、素案がある程度まとまったら、当局と意見交換する場を設けたいと思っていますので、こういうのは当局の意見を聞いたほうがいいのではと思うので……。

姫田議員

一つわからないのが、訓練における市の義務というのは何ですか。正しい情報を伝えていくということですか。

山本議員

やり方においても、法律では市町村に育成を義務づけていると。

姫田議員

育成の中に防災訓練が含まれているということですね。第18条に自主防災組織の支援ということで、市の役割の中に入っていますので、支援をするということについては——資機材等についてはここにうたうべきだと思し、市民からすれば、届け出たら得になる部分があれば届け出たらいいし、例えば、公助の部分で自主防災組織の支援がこれだけ決まっていますと、だから訓練をするときに事前に届け出てくれたらこんなことができますという、やる前にとにかく届け出ないとできないということではなく、届け出たほうがお互いに得をするという……。

山本議員

実際、8月の大規模な防災訓練については、連合自治会を通じて周知してやりましたけれど……。

姫田議員

基本的に市で今まで一斉にやっていたけれど、分散型にしてやめましょうという呼びかけがあつて、そういうようなことでないようなことを言っているんですよ。もっとローカルに自主的に集まって、今度こんなことをしてみようかということに、いちいち市に届け出して、私的にやろうかというときに指導を受けなければならないのかと。

山本議員

そういうニュアンスではないですが、例えば、必要なパンフレットであったり、この間でも備蓄用の水を参加者数だけ差し上げますということもありましたので、そういうところの部分も……。

姫田議員

市としてやるほうに書いたほうが、受けとめやすいのではということですか。

山本議員

主語が「自主防災組織は」なので……。

中村座長

多分、当局が自主防災組織のところに来てくださいますと回っているのが現実だと思うので、この2項で自主的に来てくださいますということを行っているのです、なかっても現実には市が

指導やって、頼んでやってもらっているのが現実と思います。

島 議員

和歌山市地域防災計画の中に、地域防災能力の充実強化というのが行政のやるべき仕事だということと、自主防災組織等への育成とかの記述もありますので、これは公助の部分の表現だと思いますが、それを共助の中でどんなふうに、共助と公助がリンクできるかということが微妙なところだと思います。特に、届け出というのが——ここには地域防災能力の充実強化を推進するために訓練をやって、指導していくという表現になっています。

園内議員

基本的な考え方として、地域の自主防災組織が訓練等をしやすい環境を整えるというか、できるだけやりやすくしてもらえようという考え方があると思うので、あえて義務を課すということについてはちょっとどうかという思いがあります。

中村座長

一たん休憩をしたいと思います、よろしいですか。

（「はい」との声）

それでは、休憩したいと思います。

（休憩） 14：18

（再開） 14：25

中村座長

それでは、協議会を再開したいと思います。

第4章 公助について、園内議員お願いします。

園内議員

（第4章 公助、第1節 基本方針発表）

中村座長

第1節 基本方針について発表いただきましたが、議会の責務、市職員の責務というのは他都市の条例にないことですが、「市並びに国及び県への」というのは、どうしたらいいのかという思いで下線を引いているのですか。

幸前課長

下線部分についてですが、通常であれば、「国、県及び市」という表現が適切かと思います。

園内議員

なぜ冒頭に市を持ってくるかということ、一番議会が影響を及ぼせる、当局に対して議会が積極的に意見や要望を出すときに一番影響力があるのが和歌山市であって、その次に国と県への働きかけという順番になってくると思うので、まずは市へということで、初めに市を強調するべく、冒頭に——岡崎市でもそうになっていたと思います。まずは市へという意味です。

渡辺議員

第16条第1項と第2項の関係ですが、第1項では「市への助言及び提言を行わなければならない」と、第2項で「市の災害対策の計画と執行の監視及び評価に努めなければならない」とありますが、これは第1項と同じように、「市の災害対策の計画と執行の助言及び提言」という表現のほうがいいのではないかと思います、「執行の監視及び評価」というのは非常に難しいところで……。

園内議員

助言、提言となると焦点がぼやけるといえるか、議会の具体的な方策として地域防災計画、その他の計画と関連する予算の執行の監視を強めて、評価もしていかなければならないという意味で入れています。

渡辺議員

そうすると、「執行の進捗及びその評価」という表現のほうがいいのではないかと思います。監視という表現が、何かしらみをきかすといえるか、「計画の進捗及びその評価」という表現のほうがいいと思います。

園内議員

地域防災計画があつて、それが一つ一つなされているのかどうかという監視。それができているかできていないかという評価という部分になっていると思うんです。

中村座長

この部分については、いい表現が見つければ、見つからなければこれでということ。

芝本議員

先ほどの共助の部分については、「共助のために」となっていますが、自助と公助はそのままですが、これは統一をしたほうがいいと思います。また、基本方針で「努めなければならない」となっていますが、公助では「推進するものとする」となっていますので、これも統一する必要があるのか、ないのかわかりませんが、その辺をまた考えてもらったほうがいいのではと思います。

姫田議員

公助に基本方針があるのなら、自助にも共助にも基本方針があつたらいいのではないかと思います。ここでは市、議会、市職員とありまして、並びはこれでいいと思いますが、例えば、自助のところでは市民の自助、事業者の自助と、条文の中に理念にのっとり次のようにしなければならないとなっていますが、共助については、市民の共助、事業者の共助ということで、最初の部分に理念に基づきこうしなければならないというふうになっているので、ここのところも公助は公助という部分で——どこかで整理したほうがいいと思います。

園内議員

基本方針とか第2節の「協働による災害対策の推進」とか、この節は要らないと思いますが……。

渡辺議員

基本理念の中にはっきりと目的を書いているわけですから、この基本方針は改めて書く必要がないのではないかと。

中村座長

それは置いといて、第2節をお願いしたいと思います。

園内議員

（第2節 協働による災害対策の推進発表）

中村座長

これについて、何か御意見はありませんか。

渡辺議員

文言について、第18条第2項で、「市は、自主防災組織等の活動の促進を図るため」、「自主防災組織の行う災害対策のための」とありますが、この一文の中に、これだけ「の」があると、文章がわかりにくくなると思います。

中村座長

「等」に下線を引いていますが、要らないということですか。

幸前課長

この「等」というのは何だろうかということですか。

園内議員

この「等」は、自主防災組織を結成していない自治会のことです。

佐伯副課長

その後の「自主防災組織の行う」というところに「等」が入っていないので……。

園内議員

この部分については、検討させていただきたいと思います。

渡辺議員

わりと細かく項目が書かれていますので、これですべてかと聞かれたときに、どうなのかと思います。

中村座長

自主防災組織というのは、共助のところに出てくるわけです。共助の表看板のような部分で、そこへこの公助でいろいろ書いてある自主防災組織について共助に入れてはと思いますが、だめですか。

園内議員

市としてのその支援ということなので、共助ということにはそぐわないと思います。

姫田議員

「自主防災組織等」についてですが、考え方の問題ですが、最初の定義で「等」と書いて「等」の説明をしておくか、それかどこかで自主防災組織をつくらないといけないと。つくれないところはこんなふうにやりましょうというような、そういったものがなかったら、急にここのところでこういう組織が出てきたら混乱するのではと。だから、方向としては自主防災組織をつくりましょうと。それで、形式的にはその組織を持っていると思いますが、自治会に入っていない方もいるし、実際には組織があっても、組織そのものが格好だけになって機能していないと。そういうこともあって、自主防災組織を機能させましょうというような呼びかけなど、そういったことを目指しましょうということをどこかで書いて、その部分で足りないところをこういうふうにやりましょうということをどこかに書いておかないと、自主防災組織に入っている方の意識と——自治会に入っていない方もいますし……。

渡辺議員

座長がおっしゃったように、共助のほうに自主防災組織の確立に努めましょうということを入れてもいいと思います。

中村座長

共助のところで、「協力して自主防災組織の結成に努めなければならない」と書いてあるので、まず、第18条第1項で「自主防災組織等の育成のため、必要な」と、これについては「等」は要らないと思います。だから、自主防災組織を結成していないところについては、この条例の趣旨は結成してくださいと。そして市からの支援もあって、防災訓練等をやっていきましようということにしたほうが、ややこしくないと思います。「等」を取りませんか。

島 議員

市の防災計画の中に、自主防災組織等の育成のところに、市は基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が行う防災活動を支援し、育成強化を図り、次に示す事項を推進するということで、こうしなければならないということを計画でうたっているんです。その辺と今回の条例との整合性はどうなるのですか。

中村座長

この条例は主に市民向けということの中で、そこに書いてあっても、市民がしていかなければ

ればならないということについて、市行政の中だけで回っていくことについては別にここに書く必要がないので、要は市民に向けて言っていくと。

園内議員

地域防災計画というのは、災害対策基本法に基づいてつくられているんです。だからこれに書いていることについては、当然、市もしなければなりません、足らずをこの条例で補足するというのがこの条例の一つの意義なので、別に両方があってもいいし、どちらかだけということでもいいですが、今回は市民のためのということで……。

島 議員

市民にもう少しわかりやすく、改めてもう一度書いていると。

芝本議員

第23条について、冒頭に「医療救急体制の整備」とありますが、中身が「応急医療体制の整備」となっていますので、統一したほうがいいのかと思っています。応急医療体制という言葉は余り出てこないんです。大体、救急医療体制というほうがスタンダードのように思いますので、救急医療体制のほうがいいのかと思います。

幸前課長

第20条第1項の「並びに」というところですが、「及び」でいいですか。法制では「及び」のないところに「並びに」はつきませんので。第21条第2項については、「被害をこうむる」となっておりましたが、検討していただいて修正しました。第3項については、「また」という言葉がありますが、「また」という言葉は法制では余り使われないんです。その辺について検討いただけたらと思います。第24条第2項と第25条第1項、それと下線を引いておりませんが第15条第3項「市民等、国、他の地方公共団体等」、ここも「等」が入っていると、その後については「等」が入っていない部分もあり整合性がないということと、第24条と第26条の最後に「関係機関」と「関係団体」と、ここも検討いただきたいと思います。

園内議員

第26条の「関係団体」を「関係機関」にと修正させていただきます。

中村座長

それでは、第3節についてお願いします。

園内議員

（第3節 災害に強いまちづくりの推進発表）

中村座長

次に、下線部分について御説明いただけますか。

幸前課長

統一したほうがいいのか、また、ここはこれを入れておくべきか等を検討していただく部分と、第32条第2項の「不足をきたさないよう」という言葉はどうかと思ひまして検討していただきたいと思ひます。

中村座長

「建設用地の確保に努める」ということをお願いしたいと思ひます。

渡辺議員

第29条と第32条に括弧書きがありますが、条文の中にこういったものは必要ですか。

幸前課長

例えば、「以下法という」といった略称がない場合は、まずそこにはどういう法律かということ載せます。後に出てくるものについては載せなくもいいですが、第29条では法律の説明をしていますので。

芝本議員

第29条第3項ですが、最後に、「必要な財政上の措置を講ずることができる」という、これは市のことですけれども、これは、「努めなければならない」のではなく「講ずることができる」という表現でいいのですか。

園内議員

「努めなければならない」のほうがいいと思ひます。

芝本議員

もう一点、第26条ですが、「市は、警戒宣言が発せられた場合」とありますが、これは東海地震を指している言葉なので、別の文言を用いたほうがいいと思ひます。

園内議員

はい、わかりました。

中村座長

ほかに、ありませんか。

（「なし」との声）

それでは次に、ちょっと決めてほしいことがありますので、「共助のために」ということについて、自助、共助については「ために」が入っていませんが、皆さんどうですか。

尾崎副座長

条例では「ために」を削除して、パンフレットに書くということはどうですか。

芝本議員

「共助のために」ということについては何となく理解できますが、「自助のために」「公助のために」というのは日本語的におかしくないですか。

中村座長

もう一つ、条文を「ですます調」にするということについてはどうですか。

山本議員

自助、共助の部分だけをそういうふうに変えるということではどうですか。

渡辺議員

公助については、市に対して指示をするという意味できちとした表現で構わないと思うんですが、市民の方に対する部分については、命令形で条例を出すのはいかがかと思います。山本議員が言うように、呼びかけるという方法が一番いいと思います。

園内議員

法律として、そういう語尾の表現でいいのかどうかという基本的な考え方があるので……。

山本議員

基本的に和歌山市に自主権があるので、和歌山市の中のことについては和歌山市で決めれば外から何か言われる筋合いはないと。関連法に反してなければですが。

中村座長

ただ、当局がつくる条例については、何か要綱があると思います。しかし、議会については何もないと思います。一度、「ですます調」に直してつくってみてはどうかと思います。

島 議員

これが、今後のルールというか、次につくる場合、これを踏襲するかどうか、また変えるかという問題はありますが、ある程度、今後に影響してきますので……。

姫田議員

例えば、市民の自助とありますが、この言葉をもう少し優しいというかそういった言葉を使うということであれば——条文そのものを「ですます調」で書くと読みにくいのではないかという気がします。

島 議員

ここでは、「市民の自助のために」としたほうがいいのかもかもしれません。

姫田議員

例えば、第1章 総則の目的がありますが——我々は条文を読みなれているから、大体形

式があるから理解できますが、一般の方は法律を読み込むことが必要ないし、そういった点では条例も何が決まっているかがわかればいいので、読まそうと思えば、取っかかりとして、こういったことが書いているということがわかって、条文で目的と言っても——我々はそれを見てわかりますが、一般の方はわからないと思うので、そのところに、こういったことだとわかれば中に入りやすいのではないかとこのことを考えたら、それをどうしてもやるべきだというような意見ではないですが、そういうことも考えています。

尾崎副座長

「ですます調」でつくるということですか。

山本議員

試しにつくらせていただきますので、自助、共助の両方ともわかりやすい表現でつくらせていただきます。公助については対市なので厳しい表現でもいいと思います。

園内議員

仮に「ですます調」をやめて、普通の条文の語尾にして、本当に市民に読んで理解してもらうには、わかりやすいパンフレットをつくって、それを市民に見ていただくということが一番かと。そこに重きを置いてみるのもどうですか。

中村座長

それでは、山本議員に「ですます調」の条文をつくっていただくということでよろしくお願いします。

中西班長

前文についてですが、最初に「我々は」とあります。その次に「私たちは」とあります。その後にも「我々は」とあります。ここの文言の統一と、中ほどに「私たちは本条例により」という部分と最後の部分に「本条例の趣旨が」というところと、最後の「この条例を制定します」というところの文言の統一をいただければと思います。

山本議員

「我々」というのは、人類的な大きなくくりで、「私たちは」というのは和歌山市民はという意味で入れているので、そういう意図を持ってという形で……。

中西班長

もう一点、第2条の定義で、災害について「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象」とありますが、第25条に土砂災害対策ということで、ここで土砂災害という言葉が出てきていますので、ちょっと気になるんです。

園内議員

関連して、災害の定義の最後に「自然現象により生ずる被害をいう」とありますが、例え

ば、原子力発電所が爆発して放射能が飛んできたときには自然現象ではありませんので、それは災害に含まれないということになってきますので、自然現象という表現については検討を要すると思います。

中村座長

これはあくまで自然現象の災害に限っているのでは……。

姫田議員

前文が地震や大雨の部分を言っているの、いいのではないかと思います。そういったことになったら、それは災害ではないので何もしなくてもいいということではないと思います。

尾崎副座長

岡崎市では岡崎市特有の災害があったと。

園内議員

台風12号の話もあるし、土砂災害というのは和歌山市にとっても大きな問題であると思います。

中村座長

それでは、そういうことで、また整理していただいて、次回の協議会についてですが、日程はいかがいたしましょうか。

（次回、開催日の協議）

それでは、11月12日（月）午後1時からということで、よろしくをお願いします。

中西班長

最後に、条例の変更点について確認させていただきます。

第2条第3項、「災害における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取り組みをいう。」でよろしいですか。

（「はい」との声）

第11条、「事業者は、共助の理念にのっとり、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災及び減災に努めなければならない。」ということではよろしいですか。

（「はい」との声）

第12条第1項、「事業者は防災及び減災に際し、その事業に関連する得意分野での貢献に努めなければならない。」でよろしいですか。

（「はい」との声）

第2項、「事業者は、あらかじめ災害時に可能な貢献の方法を市長に報告し」でよろしいですか。

山本議員

この部分については、文言を考えさせていただきます。ひとまずは、この表現でお願いします。

中西班長

第18条の「自主防災組織等への支援」の「等」を削除すると。そして、同条の「市は、自主防災組織の育成のため」、第2項「市は、自主防災組織の活動促進を図るため」、それから第20条第1項「市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及及び市民等の意識の高揚」、それから第23条「救急医療体制の整備」、「市は、あらかじめ災害時における救急医療体制を整備するとともに」、それから第26条の警戒宣言については取るということによろしいですか。

(「はい」との声)

第26条の下線部分については、「国、県、他の地方公共団体及び関係機関」、それから第29条第3項「市は、既存の公共施設の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置に努めなければならない。」、それから第32条第2項「市は、あらかじめ前項の住宅建設用地の確保に努めるものとする」ということによろしいでしょうか。

(「はい」との声)

本日、御協議いただいた部分は以上になります。

中村座長

ほかに、何かありませんか。

(「なし」との声)

それでは、本日の協議会を終了します。

(終了) 15:35